

(別紙2)

「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」作成上の留意事項

- 市場第一部、市場第二部、JASDAQ及びマザーズの上場会社は、2022年4月4日に予定されている市場区分の見直しに向けて、本年9月1日から12月30日までの間に新市場区分の選択を行っていただきます。
- 移行基準日(本年6月30日)において、新市場区分ごとに定められた上場維持基準を充たしていない場合に、その市場区分を選択するときは、「新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書」(以下、「計画書」といいます。)を作成し、適時開示情報伝達システム(以下、「TDnet」といいます。)を通じて開示いただくことにより、新市場区分への移行後において、緩和された水準の上場維持基準(経過措置)を適用いたします。
- 計画書の作成様式(Word、PowerPoint等の種別、用紙サイズなど)は各社の任意となりますが、TDnetによる開示にあたっては、PDFファイルに変換いただく必要があります。なお、PDFファイルの容量上限は10MBとなっておりますので、上限を超える場合は、ファイルサイズの縮小又はファイルの分割を行ってください。

○ 検討プロセス

- ・ 計画書に含まれる内容の決定は、上場会社の経営方針・経営戦略等に影響する重要な戦略的意思決定となることが考えられます。そのため、新市場区分の選択に際しては、取締役会において、計画書の主要な内容(取組方針など)についても十分な審議を行っていただくことが望まれます。
- ・ 公表された経営方針・経営戦略、中期経営計画等が存在する場合には、一般論として、計画書に含まれる内容がそれらの公表内容と整合的なものであることが必要となります。新市場区分の上場維持基準の適合に向けた検討の結果、公表済みの内容に変更が生ずる場合等においては、変更内容の適時かつ適切な開示についてもご考慮ください。

○ 提出・開示時期等

- ・ 開示された計画書については、計画書の内容が、上場維持基準の適合に向けた合理的なものとなっており、投資者の投資判断に必要な情報が十分に開示されていることを当取引所においても確認し、必要に応じて、開示内容等の追加等を求める場合があります。
- ・ 上場会社の皆様における新市場区分の選択に係る意思決定の社内手続きを円滑に実施いただく観点から、東証では、計画書の記載内容に関する事前相談を受け付けています(事前相談は、上場会社の皆様において具体的な意思決定の手続きに着手する時期の2週間程度前までに行ってください)。新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、事前相談の手続きは、電子メール及び電話(必要に応じてオンライン会議システム)を利用して行うことを予定しています(事前相談に係る手続きの詳細は、2021年7月頃にご案内します。それ以前にご相談をご希望の場合には、上場会社ごとに定められた東証の担当者にご連絡ください)。
- ・ 計画書は、選択期間の最終日(12月30日)までにTDnetにより適時開示してください(選択期間は本年9月1日～12月30日となっています)。
- ・ 開示された計画書に記載の内容については、上場会社が新市場区分の上場維持基準のすべてに適合するまでの間、新市場区分への移行(2022年4月4日)後に到来する上場会社の事業年度の末日から起算して3か月以内に、進捗状況を開示していただきます。計画書の開示後において、計画書に記載の内容については、外部環境の変化や取組の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて継続的に見直しを行ってください。見直しの結果、開示された計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、事業年度の途中であっても速やかに変更後の計画書を開示してください。

○ 必須記載事項

記載事項	記載のポイント
■適合状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東証から通知される上場維持基準への適合状況を基に、上場維持基準を充たしていない基準及び具体的な数値について記載してください。
■計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての上場維持基準を充たすために必要と想定される計画期間(年数)を記載してください。 ※ 適合していない上場維持基準の項目が複数ある場合には、項目ごとに計画期間を設定していただくことでも差支えありません。 ※ 計画期間の年限は設けられておりませんが、以下の「取組の基本方針、課題及び取組内容」の記載内容を踏まえ、合理的かつ整合性のある内容としてください。なお、計画期間を具体的に設定することが著しく困難な事情がある場合は、計画期間に代えてその理由及び計画期間の設定が可能となる時期を具体的にご記載ください。なお、計画期間の設定を困難にしていた事情が解消され、計画期間を設定したときは、(計画内容の重要な変更に該当するものとして)その内容を反映した計画書を開示してください。

記載事項	記載のポイント
■取組の基本方針、課題及び取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場維持基準の適合に向けた取組の基本方針、現状の課題及び具体的な取組の内容について平易に記載してください。 ※ 計画書の提出後、定期的な進捗状況の開示が必要となりますので、個別の取組事項については、実施に要する期間や期待される定量的な効果を記載することが望まれます。 ※ 自社の置かれている外部環境等により、計画書の開示時点で、具体的な取組内容を記載できない場合には、その理由及び具体的な取組内容の検討が可能となる時期を具体的にご記載ください。なお、取組内容等に「未定」の事項がある場合には、取組内容を検討できない事情が解消された後、速やかに取組を検討し、(計画内容の重要な変更)に該当するものとしてその内容を反映した計画書を開示してください。

○ 各基準の定義及び記載のポイント (以下の内容に留意のうえ、課題や取組内容を記載してください。)

上場維持基準	各基準の定義及び記載のポイント
■株主数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「株主数」とは、事業年度の末日の1単位以上の株式を所有する者の数をいいます。新市場区分の選択手続においては、移行基準日に先立つ直近の基準日等時点の株主数を用いるものとします。 ※ 上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、上場会社各社の経営方針・経営戦略と整合的な取組をご検討ください。 ※ 一般論として、技術的に株主数の増加に寄与することが見込まれる施策としては、以下のようものが想定されます(これらに限定されるものではありません)。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 株式投資単位の引下げ(株式分割、株式の無償割当てなど) イ. 既存株主による株式の売出し、立会外分売 ウ. IR活動の推進・強化、投資者向けの情報発信の充実 ※ 新株式の募集、自己株式の処分などのエクイティ・ファイナンスも、株主数の増加に寄与する効果が見込まれますが、一般論として、上場会社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上の実現に向けた経営方針・経営戦略との整合性を踏まえ、慎重に必要性及び相当性を検討すべきものであると考えられます。

■流通株式数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「流通株式」とは、上場株式のうち、流通性の乏しい株式を除いたものをいいます。新市場区分の選択手続においては、移行基準日に先立つ直近の基準日等時点で算出したものを用いるものとします。 ※ 上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、上場会社各社の経営方針・経営戦略と整合的な取組をご検討ください。 ※ 一般論として、技術的に流通株式数の増加に寄与することが見込まれる施策としては、以下のようものが想定されます(これらに限定されるものではありません)。 <ul style="list-style-type: none"> ア. 発行済株式数の増加(株式分割、株式の無償割当てなど) イ. 既存株主による株式の売出し、立会外分売 ※ 新株式の募集、自己株式の処分などのエクイティ・ファイナンスも、流通株式数の増加に寄与する効果が見込まれますが、一般論として、上場会社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上の実現に向けた経営方針・経営戦略との整合性を踏まえ、慎重に必要性及び相当性を検討すべきものであると考えられます。
--------	---

■流通株式時価総額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「流通株式時価総額」とは、事業年度の末日の流通株式数に、事業年度の末日以前3か月間の当取引所の売買立会における日々の最終価格の平均値を乗じて得た額をいいます。新市場区分の選択手続においては、移行基準日に先立つ直近の基準日等時点の流通株式数に本年4月から6月までの3か月間の当取引所の売買立会における日々の最終価格の平均値を乗じて得た額を用いるものとします。 ・ 流通株式時価総額の構成要素は、「時価総額」及び「流通株式比率」となりますので、取組内容の記載に際しては、それぞれの要素について課題及び取組をご検討ください。
-----------	--

上場維持基準	各基準の定義及び記載のポイント
	<p>※ 上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、上場会社各社の経営方針・経営戦略と整合的な取組をご検討ください。</p> <p>※ 公表された経営方針・経営戦略、中期経営計画等がある場合には、その内容との整合性確保に特にご注意ください。</p>

<p>■流通株式比率</p>	<p>・ 「流通株式比率」とは、事業年度の末日時点の流通株式数を上場株式数で除して得た割合をいいます。新市場区分の選択手続においては、移行基準日に先立つ直近の基準日等時点の流通株式数を上場株式数で除して得た割合を用いるものとします。</p> <p>※ 上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、上場会社各社の経営方針・経営戦略と整合的な取組をご検討ください。</p> <p>※ 一般論として、技術的に流通株式比率の改善に寄与することが見込まれる施策としては、以下のようなものが想定されます（これらに限定されるものではありません。）。</p> <p>ア．既存株主による株式の売出し、立会外分売</p> <p>イ．取得済みの自己株式（金庫株）の消却</p> <p>ウ．IR活動の推進・強化、投資者向けの情報発信の充実</p> <p>※ 新株式の募集、自己株式の処分などのエクイティ・ファイナンスも、流通株式数の増加に寄与する効果が見込まれますが、一般論として、上場会社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上の実現に向けた経営方針・経営戦略との整合性を踏まえ、慎重に必要性及び相当性を検討すべきものであると考えられます。</p>
----------------	---

<p>■売買代金</p>	<p>・ 「売買代金」とは、毎年12月末日以前1年間における当取引所の売買立会における売買代金を日次平均にして得た額をいいます。新市場区分の選択手続においては、昨年7月1日から本年6月30日までの1年間における当取引所の売買立会における売買代金を日次平均にして得た額を用いるものとします。</p> <p>※ 上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、上場会社各社の経営方針・経営戦略と整合的な取組をご検討ください。</p> <p>※ 流通株式数の増加に向けた取組のほか、IR活動の推進・強化、投資者向けの情報発信の充実に向けた施策を実施すること等が考えられます。</p>
<p>■時価総額 (グロース市場：上場から10年経過している場合のみ (注))</p>	<p>・ 「時価総額」とは、事業年度の末日時点の上場株式数に、事業年度の末日以前3か月の当取引所の売買立会における日々の最終価格の平均値を乗じて得た額をいいます。新市場区分の選択手続においては、移行基準日時点の上場株式数に、本年4月から6月までの3か月の当取引所の売買立会における日々の最終価格の平均値を乗じて得た額を用いるものとします。</p> <p>(注) 上場後10年経過したか否かの算定は、新市場区分への移行日前に経過していた上場年数を引き継ぐものとします。</p> <p>※ 上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、上場会社各社の経営方針・経営戦略と整合的な取組をご検討ください。</p> <p>※ 公表された経営方針・経営戦略、中期経営計画、「事業計画及び成長可能性に関する事項」等がある場合には、その内容との整合性確保に特にご注意ください。</p>

(参考1) 計画書の提出対象となる上場維持基準

選択先の 新市場区分	株主数	流通株式数	流通株式 時価総額	流通株式 比率	1日平均 売買代金	時価総額
スタンダード市場	400人	2,000単位	10億円	25%	—	—
プライム市場	—	20,000単位	100億円	35%	0.2億円	—
グロース市場	—	1,000単位	5億円	25%	—	40億円

(参考2) セルフチェックリスト

※計画書の提出前に、以下の事項について網羅されているかご確認ください。

確認内容		チェック
必須記載事項	上場維持基準を充たしていない基準及び具体的な数値が記載されているか	
	すべての上場維持基準を充たすために必要と想定される計画期間（年数）が記載されているか	
	上場維持基準の適合に向けた取組の基本方針、現状の課題及び具体的な取組の内容が記載されているか	

以 上

(参考例)

〇〇〇〇年〇月〇日
会社名 〇〇〇〇〇株式会社
代表者名 〇〇 〇〇
問合せ先 〇〇 〇〇

新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書

当社は、2022年4月に予定される株式会社東京証券取引所の市場区分の見直しに関して、本日[スタンダード市場/プライム市場/グロース市場]を選択する申請書を提出いたしました。当社は、移行基準日時点(2021年6月30日)において、当該市場の上場維持基準を充たしていないことから、下記のとおり、新市場区分の上場維持基準の適合に向けた計画書を作成しましたので、お知らせいたします。

記

○ 当社の上場維持基準の適合状況及び計画期間

当社の移行基準日時点における[スタンダード市場/プライム市場/グロース市場]の上場維持基準への適合状況は、以下のとおりとなっており[流通株式時価総額/流通株式比率]については基準を充たしておりません。当社は、[流通株式時価総額に関しては20XX年、流通株式比率に関しては20YY年まで]にそれぞれ上場維持基準を充たすために各種取組を進めてまいります。

	株主数 (人)	流通株式数 (単位)	流通株式 時価総額 (億円)	流通株式比率 (%)	1日平均 売買代金 (億円)	時価総額 (億円)
当社の状況 (移行基準日時点)	—					—
上場維持基準	—	20,000単位	100億円	35%	0.2億円	—
計画書に 記載の項目	—		○	○		—

※当社の適合状況は、東証が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等をもとに算出を行ったものです。

○上場維持基準の適合に向けた取組の基本方針、課題及び取組内容

- ・「作成上の留意事項」をご参照の上、計画書を作成してください。